

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業（頭首工）堂元井堰地区）を行うことについて令和7年5月22日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和7年6月13日から同年7月3日まで縦覧に供する。

令和7年6月6日

香川県知事 池 田 豊 人